第3回 愛知県ため池保全検討会 議事録 要約版

日 時 : 平成 18 年 11 月 22 日(水)

午後1時30分から午後4時30分

場所: 自治センター5階 研修室

発言·説明者	内 容 等
事 務 局	「1 第2回検討会の議事録」、「2 第2回検討会の意見及び対応(案)」について説明。 意見は無く、続いて「3 愛知県ため池保全構想(仮称)の素案」について説明。
(質疑・意見)	
彦坂事務局次	豊川用水の関連ため池へ水の供給をしている。各池ごとに、「この池は緊急ため池で
長(天野委員の代理)	災害等が発生した場合にそこの水を利用する」ということが分かっておれば、事前に水位を調整し、その水を使うようなことを考えて今後、配水できればよいと考えている。 池の水位について、配水している関係から1年間池を使っているところもあるわけですが、池を空にした場合にその環境を壊してしまうことも考えて配水しいおるわけですが、水位とか、管理の状況について池を守っていく上においても管理の決まりみたいなものがあれば、盛りこんでいただきたい。
事務局	1点目の緊急時の利用に対する利水との調整は、農業用水の支障のない範囲で緊
	急時の利用を消防水利として指定した場合には、下限水位の目標をたてるといいが、そ
	れを一律に決めるというのは難しい。地域の農業用水を管理されている団体、地元と相
	談されるといい。
	自然環境面で、ため池の水を空にすることについてですが、池の動植物は比較的そ ういう変化に強いものが多いと聞いております。それが今、利用の実態で、水位が一定
	化してくると、急に変動すると影響が大きい場合もあると思われますが、地域の動植物の
	専門家に、意見を聞くといいのではと思います。
大内委員	大変良い状態にまとまりつつあるかと思う。
	一つ目は計画が市町村別に策定後、それぞれの池が将来、何を目指している池か、
	所有者、管理者を、市であるとか、個人、共有という表現で、多面的機能も白星、黒星で
	示されていた内容を現地表示してはどうか。 二つ目に、連絡会議に所有者や管理者から埋立ての話があったとき、一定の公示期
	間を設け、その公示内容についてルール化したい。現状は、県では3年に1回、埋立て
	後しか分からないとのことだが、非常に貴重なところが、関係者に分からないまま、連絡
	会議のメンバーだけが知っていたということを後で言われないようにして頂きたい。
	三つ目は今後、県や各自治体、整備する時、やりすぎたことにより、かえって景観が
	だめになることのないように、また、人間にとって憩いの場となる部分と、生態系を考えた
	時は、相反することがある。そのへんのバランスを考えながら一定の指針ができたらよ い。例えば私たちの近くですと従来の池と比べ、現在の配水のための設備は、水面から
	で、例えば私にらの近くですと従来の他と比べ、現在の能水のにめの設備は、水面がら 突き出ており、景観上は非常に悲しいものとなっている。 昔のようなほとんどが水の中に
	入っているような構造が採用できたらうれしい。
事 務 局	一点目のため池の目指すべきもの、現状も含め、現地に紹介するような看板は大変
	良いご提案だと思いました。すぐに全部というわけにはいかないまでも、事業を実施して
	いるもの、あるいは市町村でとりくんでいただけるものについては、何か情報発信もでき

発言·説明者	内 容 等
	ればよいと思いました。
	二点目の連絡会議で、池が潰される予定があることについて、公示するとのご提案でしたが、連絡会議は提案の段階でして、このとおりにいけるかどうか分かりません。まず市町村の関係部局の中で十分連絡をとると。連絡をとれば、多少は改善されると思います。地域住民代表等は、地域の活動されている方、動植物に詳しい方に、意見を聞いた方が良い場合に連携をとるという主旨です。法律に基づかないものですから、公示はできないが、意気込みとしては地域と連携して廃止する場合、積極的に意見を聞きたいと思っております。 ハード整備でのやりすぎとの意見ですが、これについてもまだまだ不十分とは思いますが、土地改良事業については環境配慮の委員会で意見をお聞きしているところですが、さらに地域の方の意見もお聞きし、生態系に配慮していきたいと思っております。ご指導いただきたい。
大沼委員	やりすぎに関してですが、本文に一行入るといい。ため池の浚渫工事と、生物多様性を守るという目的がバッティングすることを明らかにして、配慮しながらやるということをどこかに書いてはどうか。 「点目でP2に多面的機能のスキームがあるが、自然環境の保全に、生物多様性という言葉が入るとよい。2010 年に生物多様性条約締約国会議COP10 を誘致するとの話もあるので、生物多様性に市民の目を向けて欲しい。P3の自然環境の保全に「希少な動植物たちのシェルターであった、絶滅危惧種みたいなものもため池にかろうじて生き残ってきたという現実もある。」という文言を加えてもらえればと思う。下流の田んぼは農薬で全部やられたが、上流のため池では生き残ったことがあるから、それでため池に絶滅危惧種が多い。 P22のため池を取り巻く課題と対応状況の枠の中にいろんなケースが載っていますが、水質浄化対策の今後の方針に、ため池に汚水が入らないようにバイパスを作るような方策をする。これは名古屋市内でいくつか成功している。また、池干しや外来種の駆除について、農業サイドで難しくなってきたとの話があったが、それに住民が参加して担っていく方向性がここにもうーマスあっても良い。 P30のため池保全連絡会議は行政連係で、これも大事だが、これに並行して○○池保全協議会を、これは全部の池にできるものではないが、兵庫県では実例があると聞いています。その池の周辺住民、NPO、専門家、行政、所有者、管理者が一同に会して、この池をどうしていこうかを議論する場があっても良い。 P34の○○市ため池保全計画の例示の中に、水質・生物の調査、モニタリングというのが、あると良いのではと思います。そうすると市町村役場もそういう事業を組みやすくなる。参考資料の中に生物多様性条約がらみで、前回紹介した生物多様性国家戦略というのを平成7年に国が出しており、その中の16ページ以降に基本的な考え方がある。それを参考資料の中に生物多様性系的がらみで、前回紹介した生物多様性国家戦略というのを平成7年に国が出しており、その中の16ページ以降に基本的な考え方がある。それを参考資料の中25、多面的機能の評価の目安の動植物に、希少生物リストを用意できたらと思います。農業サイドでこれをやるのは困難で、ここに環境部の自然環境課や水地盤環境課が出席されているので、来年ぐらいに、NGO、NPO、小さな学会等へ委託を出すことを含めて、この生き物には何ポイントといったポイントといったポイントといったを集計するとその池の自然の多様性が出るものさしを整備するような流れがこれを機会にできたらと思います。
自然環境課	すべてのため池を保全するのは難しいので、保全すべきため池、これは生物多様性
	だとか、希少種を保護する面から考えることになると思います。特に希少種のいるため池、規模が大きいか小さいかは別に、希少種がいる、いないということで判断していくの

発言•説明者	内 容 等
	が良いのではないか。また、希少種はなかなか発見しづらくて総ての希少種を調べるこ
	とは難しい。
	NPO の協力を得ることが考えられる。希少種はどういうものかレッドデータブックを作
	成しております。現行のものは平成13年に作っておりまして、多面的機能の評価として
	希少種リストの活用は可能です。現在見直しをしており、NPO、大学の先生、専門の
	方々から希少種情報等をいただいている。ため池の調査も可能かもしれませんけど、
	NPO の方々にも全く無償ともいきませんので、ある程度手当をしなければいけないの
	で、必要があり、お金がとれるような状態になれば、順次やりたいと思います。現在、来
	年とか再来年やりますとはお答え出来ない。希少性の高いものは NPO、保護団体の
	方々から情報が集まってきます。位置情報として挙がってくる情報は、ピンポイントの情
	報ではなく面的な情報しか得ておりません。地域の保護団体の方々、活動してみえる
	方々と相談しながらやることで、希少種情報が把握でき、多面的機能の自然環境評価
	ができるかと思います。そういう形で保護を進めていくのが一番と考えております。
河合克己委員	歴史の研究者としてここにいますので、そういった面からお話をしたい。この保全構想
四日九七安貞	は各面からいろいろアプローチされてすばらしいものを作られたと思う。これが、各市町
	村の保全計画へのガイドラインとの話で大変ありがたい。
	歴史の面からですが、保全計画を必要とする訳は、住民が池を全く意識の外へ置い
	てしまったことにあります。それは都市化がどんどん農村地帯へ進んでいって農業をや
	っていない人が占拠したところにあります。農民なら池についての意識は非常に強いものがより、然うが沈まり見して、真知に表うしなけてもです。これが、人人際業の
	のがあり、絶えず池を見回って、真剣に考え、水は活力ですので、それが、全く職業の 違う人が池のそばに住むようになった。時には池が臭いとか、文句を言うようになった。
	これが大きな問題です。
	それを解決するには、池についての学習をもっと高める必要がある。今、この保全計
	画も学習というと自然ということになる。でも、池から学ぶものは自然だけではなく、奥の
	深いものがある。例えば、築造の経緯とか、池の水利慣行とか、まだ残っているところは
	調べなおして、学習へとりこんだらどうかと思う。そうすればただ池を水が貯まったもの
	だ、そこに生物が住んでいる、植物が生えているだけのものという意識ではなく、もっと、
	池の農業と直結した本当の意味というものへ関心が移る。学習をさせる対象は子供で良い、ス供が原本、地域な作っていくわけでもれませんで、よっかは学習の中。歴史の郊
	い。子供が将来、地域を作っていくわけでありますので、しっかり学習の中へ歴史の部分を取り入れていったらどうだろうと思います。例えば、最近、取水施設もコンクリートで
	造り、電気で水門が上がるようになっているのですが、昔は一辺が30cmも40cmもあるよ
	うな松の大木の中をくり抜いて、それを池の中に立て、上から順番に3つくらいの穴があ
	り、干ばつの状況で、上からいくつ目の栓まで抜いて水を出すかなんていう水利慣行が
	決まっており、水路の掃除は毎年2回くらいみんな総出でやって、池が住民の生活の中
	に位置づけられていた。それが最近、職業のちがう人たちがやってきて、農地を侵食
	し、文句を言うようになった。保全構想の中にぜひ学習の部分でも歴史のことをもう少し
	入れていきたい。 大沼委員からも、住民参加型の話題が出て、私も大賛成で、先日、兵庫へ見に行っ
	てきたのですが、加古川の東岸の稲美町で、45の池それぞれに住民参加のチームが
	あり、「いなみのため池ミュージアム」という大きな組織をつくっています。そのような方向
	へ愛知県、特に知多半島は池が多いから、知多半島の5市5町で一つになってやりた
	いものだと考えております。
事 務 局	河合委員・大沼委員から、兵庫県での協議会の意見がありました。私どももそういう事
	例として承知はしているのですが、一足飛びにそこまではなかなか難しいと思っておりま
	すので、優良事例として紹介させていただいて、今後の県内の参考にしていきたい。
河入学咪禾旦	高行田・上地から同は 間害! マムフとは地のムナナゼラは マパとパッマ アロ
河合武勝委員	愛知用水土地改良区は、関連しておるため池の水を有効に使っていただいて、不足
	すれば補給するという、農業サイドの専門的な話でして、今、皆さんのお聞きしておるの
	とは若干違っている。21世紀創造運動で、小学生4、5年生対象に、佐布里池周辺ウォ
	ーキング、愛知用水施設やため池の見学とか、努力しております。
	潰廃問題が、一番の課題で、ため池が潰れると、農業サイドの水を多く木曽川から要

発言•説明者	内 容 等
	求しなくてはならないので、当然、水利権にも絡んで参ります。多面的機能の活用の中にはやはり水源は水だ、水が無ければこんな話は無いわけですので、環境整備をしていく上で、ため池保全構想の中でも、慣行水利権みたいな格好で、皆様のお力添えがあれば、水の確保はできるのではないか。それぞれの目的を持ったため池づくりができたらいいと考えております。
川﨑委員	資料のP17・18に、受益面積が1ha 未満のため池の数が多い、所有も個人等のため 池が大半を占めている現状があります。そのなかで、地域の財産として、どのような保全 計画や対策を含めて、実効性が脆弱になりがちな感じがするが、このことはため池連絡 会議に期待するしかないと個人的には思う。県の考えをお聞かせ願いたい。
事務局	受益面積が1ha 以上のため池で、国や県の事業で安全性を確保するなど事業が行われてきた。受益が無くなってきた1ha 未満のため池は、一方的に廃止されているのが実態でした。それを今後、解消しようとするものですので、他県あるいは先導的な市において条例により取り組まれているものを承知している。すぐにそこまで行けないのは、個人・共有のため池が多いことが要因です。今回は多面的機能のある池を残すという意識を所有者・管理者に持って頂き、地域と連携することで、徐々に改善していこうと思っております。
後藤委員	P22で、ため池を取り巻く課題と対応のなかの水質の浄化対策がある。対策としては発生源対策が肝要です。市街地にあるため池が汚れてきたのは、主に生活雑排水が流れ込んでいるからです。下水道が整備してあるところは良いが、集水域の中の市街化調整区域など整備しきれないところがある。市街化調整区域内の家庭は、合併処理の浄化槽への切り替えを促進して頂きたいと思います。 2番目はP30で、②「ため池保全計画」の策定のなかの「平成 19 年度から行う農地・水・環境保全向上対策」について、あとで教えてください。 3番目はため池保全連絡会議について、我々市民がどのように活動して貢献できるかといったルール作りをして頂く必要がある。 4番目はP35です。多面的機能の評価について、★印で現すようになっていますが、自然環境では数項目を集めて総合評価するようになっているため、すべて平均化されてしまいます。そのなかでも問題となる項目があるわけで、その項目が隠れないように、工夫をお願いしたい。 5番目はパブリックコメントを実施されるとのことですが、モデルため池のアンケート調査を実施して、回収率の多いところ、少ないところもあったように、市民のため池に対する意識向上を含めて地元のテレビ、新聞あるいは行政の広報を使ってアピールする必要がある。その他、細かい点は、後日意見を提出いたします。
清水委員	まず、アンケートは当初心配していたが、結果を見てこれだけ農業用水としての利用を認識していただいていることにうれしく思いました。反面、学習の場に利用するということが少なかったのが残念であり、回収率の少なさにはがっかりいたしました。私は、10~20年くらい幼稚園から中学校までの子供と農業を行っているが、保全というと衰退している自分たちが、後から守ろうとしているように見える。子供たちは稲などを作らせと、「水はどこから来るか」とか、「どうして池を作ったのか」という質問が出てきます。守るだけではなく、攻めへもっていきたい、つまり利用させる方向へもっていきたい。残念でありますが、幸田で2回ほど1ヶ月ぐらい前に火災があり、夏には平場ですので

発言•説明者	内 容 等
奥田課長補佐	水がありますが、たまたま1ヶ月前でしたので、ポンプも動いてない、水が無いということで消火に手間取った。 それから今月の12日に訓練をため池の近くでやったが、ハンドルを持ってこなくて開けることができなかったことがありました。そういったことを認識するということはやはり利用する側からみることが大事ではないかと思います。私のところは約200haの農地があるが、もともと約200戸の戸数が、いま約1,200戸になり、非農家が多くなっています。水がどんなに必要かということを、住民に認識していただければ、ため池は守ってくれるというふうに思う。水の利用を中心に考えていただければいいと感じた。
(彦坂委員の代理)	が、といる方はかくよどの方があるかんと思うくいなどにか、1500かた め池保全計画の策定」で、各市町村で今後のため池のあり方について示す計画を作る。また、ため池の潰廃を抑止するため「ため池保全連絡会議」を設置することは、行政側としては一番重要なことではないかと思う。こうしたことをしっかりやって、ため池の保全をしていきたい。
山崎委員	「ため池の定義」ですが、資料を見ると今回のため池に関する調査で、「受益面積が無くなればため池ではない」という定義だと思いますが、一方、参考資料のP4では、農業用ため池の定義のなかで、「使われなくなったため池でも現在農業関係団体が管理している池はため池である」としています。ため池を潰さなくても、ほかに利用するところについては、今後保全計画のなかで管理をしていくのかどうか、その部分が曖昧のような気がしますので、はっきりして頂きたい。特に保全していくということになれば、農業用として使ってなくても、将来にわたって地域の財産として管理していくべきです。「ため池保全計画」の中身ですが、5年間で整備計画・ソフト対策を進めると書いてあるが、財政的に裏付けが必要ではないかと考えており、5年間で各市町村がどれだけため池に対して投資するのか、概算でもいいので、どこかに記入すべきではないか。「ため池保全連絡会議」の主眼はため池を潰さないように或いは潰すときにはどのように連絡調整するかということですが、この設置要綱(案)を見まして、所掌事務のなかで、「ため池の保全に関すること」、「個々のため池の持つ多面的機能の維持・増進に関すること」としておりますので、やはり保全計画を作るときにこの連絡会議をうまく利用する、行政だけが作るのではなく、利用者もこの連絡会議のなかで、意見を反映したらどうかと考えます。また、市町村が保全計画を作る際に意見の言える場としたらどうか、土地改良区などため池を管理する立場からも、そのような場を利用してはどうか。
事務局	「ため池の定義」ですが、ため池資料集の受益面積1ha 未満のため池には、受益が無くなったからといってすぐその管理を放棄できないということで、農業関係部局が管理しているもので、安全管理や、決壊被害を防止するものがあります。そういったものも含め、今後も農業用ため池として対象にと考えております。ため池保全計画を作る場合、財政的なことも計画へ入れたとの意見ですが、農業農村整備事業については、毎年、管理計画を市町村にため池等の整備も含めて作って頂いており、主はそちらで入れられている。市単独事業やソフト事業までは無いので、予算を毎年管理することは難しいと思っており、事業内容を入れて頂きたい。ため池保全計画を作るときに、ため池保全連絡会議を活用することについてですが、おおよそご意見のとおりにしていきたい。連絡会議を活用して市町村の段階でも保全計画を検討して頂きたい。行政が主ですが、必要な場合には地域の自然環境や歴史に詳しい方々の意見も聞きます。もう少し要綱のなかで読み取れるようにしたい。補足説明を致します。P33のフロー図の<調整>の部分に、ため池保全連絡会議を

発言•説明者	内 容 等
7-1- 0-74	通して、次のステップの保全計画を作るとして、フローのなかに表記してあります。また、次のP34の下には、連絡会議という項目でその内容を書くようにしてありますが、そのなかにも保全計画策定について連絡会議が関与したということが例示してあります。
松本委員長	もう少しはっきりと言っていただきたいが、連絡会議と保全計画はどのような関係なのか。連絡会議で保全計画を作るのか、保全計画は別で作って報告するだけなのか。
事務局	市町村に関係部局の理解を得てお願いしていきますので、文章をやわらかい表現に していますが、連絡会議を全ての市町村に設置し、そのなかで十分ご審議して保全計 画を作って頂きたいと考えています。
松本委員長	意見として、今回は全体のため池保全構想ですので、キャッチフレーズがほしい。目次のところで、全体の構成と起承転結の括り方をもう一度検討して頂きたい。「1 ため池の活用と保全」は、「1 構想の主旨」ではないか。 「2 ため池の現状」ですが、「ため池の歴史」のページ数が多いので、「2 ため池の歴史と現状」とし、小項目で「ため池の歴史」、「ため池の現状」を分け、また「(6) ため池の多面的機能の発揮状況」は課題ですので、ため池の課題のところに入ればいい。 「3 ため池を取り巻く課題と対応」で、このタイトルはP22の最初の表で、主な課題としてタイトルを作っていますので、このタイトルで整理されたほうがいい。 「4 ため池保全計画の策定」で、市町村に保全計画の策定を義務付けするが、さきほどの事務局の回答ではお願いする立場であるとのことで、県の役割がどういう役割になるのかと思う。ここで「(1) 保全への取り組み」、「(2) ため池保全計画」、「(3) ため池保全及び潰廃の抑止策一連絡会議の設置一」という項目で、連絡会議で保全計画を作っていくのか、特に連絡会議の構成については微妙な部分であると思います。P37の赤枠の範囲で、上の地域住民代表等は少なくとも地元自治会の方は入れたほうがよく、地元のことを知らないのは一番良くない。また、そこに上位計画作成者である県・出先もメンバーとして関与すべきではないか。もう少し赤枠の範囲を広げるべきではないか、市町村だけにまかせてそれで本当にいいのか、最初の一歩であることは評価したいが、もう少し組織作りについて詰めたほうがいい。「モデルため池調査」以降は参考事例として、実際にこのような活動がされていますといった事例として5番目にしたほうがよい。以上のようにすると、全体の保全構想としての案がまとまっていくのではないか。当初に比べるとだいぶ整理されてきましたので、もう少しご検討いただきたい。
清水委員	昨日隣の部落で火災がありまして、たまたま池が200mほど上流にあったので、そこの水をすぐ抜いて、その水量で消防車4台分ぐらい入れても十分間に合ったと言っていました。そのような良い活用事例がありました。
大沼委員	受益面積が無くなったときにこの保全構想で救い上げられるかということですが、これは重要なところであると思います。いまの構想では、利水施設であるという定義から何らかの形ではずれる池が出てくる。それをどこかで拾い上げてほしいが、県環境部の水地盤環境課では昨年水循環構想というのを出されていますが、その健全な水循環のなかにため池を位置づけて、どこかでため池台帳からはずれるため池を拾い上げることは可能なのでしょうか。

発言•説明者	内 容 等
水地盤環境課	水循環の構想では、ため池は重要な親水空間であり、生物の生息場所であると認識している。農業用に限らず、ため池の定義をどのようにするかということが非常に重要なことで、構想の検討がだいぶ進んできている段階ですが、農業用に限らず、全てのため池についてどういう保全をしていこうか検討いただけたらと思います。地域のため池についてどのように保全していくかですが、水循環の構想では、地域協議会というものを作り、そのメンバーは行政、事業者、NPO、民間団体ですが、そこでため池を含む水環境について、地域の中での行動計画を作り、役割分担して目的を掲げて、取り組んでいこうとしています。まだ地域協議会の立ち上げに苦労している段階ですが、今日、今回の構想で市町村を軸にした連絡会議を設置していくということを聞きましたので、非常に関連するものだと思ってお聞きしていました。ですから、いま大沼委員の言われましたことについて、受益面積が無くなったため池について、地域で目的意識を持って保全することになれば、私どもの考えている構想の中でも、当然取り上げていって保全する対象にするということを考えております。
事務局	さきほど、ため池保全計画を市町村に作って頂くということについて、できたら作って頂きたいというようなニュアンスで伝わったかと思います。 市町村によっては何百か所もため池を有しているところもあります。その池それぞれについて市町村レベルで計画を立てることの大変さを思いやって、矛先が鈍っている言い方をしたかもしれませんが、決してそうではございません。この保全計画を構想の中で市町村に作って頂くということを県として打ち出した以上、若干時間の差はあれ絶対に作ってくださいということで、来年度4月以降各市町村を集めて説明にまわります。そこでもその辺りを徹底していきたいと考えております。 その時には、保全計画を誰が作るのかという点についても、連絡会議が保全計画を作るあるいは後のフォローアップの主体になるという認識をはっきり持っていただいて、主体的にやっていただこうということも、ご説明しようと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
松本委員長	ありがとうございました。この保全構想では、いまのその部分が曖昧になっておりますので、もう少し文章の追加をしていただければいいと思います。 ほかに意見は有りませんか。
事務局	「4 今後のスケジュール」についての説明。 今年度、兵庫県開催のため池フォーラムについて紹介。
【 IV 閉 会	1
事務局	検討会の閉会。 (終了時刻 16時30分)